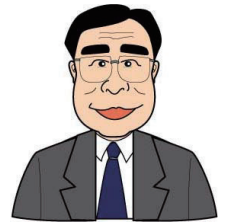


今月のテーマ 「自動車税未経過相当額の経理処理」

1. Q 自動車を購入すると、毎年都道府県から自動車税の納税通知書が送付されてきます。4月1日現在の所有者に対して都道府県が課税する税金で、5月31日までに1年分を納付する義務がありますが、中古車を購入した場合、自動車税未経過相当額は、どのように経理処理されますか。

A 買主が支払う自動車税未経過相当額の金額は自動車税そのものとして都道府県に対して支払うものではなく、未経過期間に継続して乗用できる中古車の購入代金の一部として「売主」に支払うこととなります。例えば、営業車を中古で購入した場合、納品請求書に車両本体価格と別に自動車税未経過相当額が区分して記載されていると、この自動車税未経過相当額を自動車税として、経費処理しがちですが、これは経費にできません。



2. Q これを経費処理できないとなるとどのように会計処理するのでしょうか。また消費税については、課税対象外でしょうか、課税対象でしょうか。

A 納品請求書に車両本体価格と区分してされていても、この自動車税未経過相当額は車両本体価格に含めることとなります。一方で、中古車を購入する際の未経過分の自動車税相当は、購入代金の一部となります。消費税については、自動車税そのものとして都道府県に支払うのであれば、課税対象外となりますが、中古車購入時の未経過分の自動車税相当の金額は車両本体価格の一部となりますので、国内取引として消費税の課税対象となります。

3. Q ところで、自動車税を1年分納付しているので、自動車を売却した時点で未経過期間分の自動車税を還付してくれる制度はないのでしょうか。

A 還付制度はあるのですが、それは年の途中で自動車を廃車した場合で、抹消登録した月まで課税され、その翌月以降からの税金を還付する制度です。これは廃車が条件であり、自動車を売却しただけで未経過期間の自動車税を還付するという制度ではありません。そこで、中古車販売業者が未経過期間分の自動車税を前所有者へ払い戻し、その分を買主に請求しますので、実質、還付される形になります。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

12月放送は12月12日、26日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

12月 1日、15日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3金曜】午前9時35分～

今日の一句

大和野の山も色づき始めました。 そこで一句!!

「不老不死 紅葉の里 感動せり」 (徐福長寿館にて)

♪旅の宿 吉田拓郎

今日の一言

「幸福は遠くにあるものでも
人が運んでくるものでもない

自分の心の中にある」 (岩国市出身作家 宇野千代)

九星占い (12月)

《一白水星》

運気は上々ですが、急いで物事を進めないようにしましょう。周りの意見を聞き、判断することが大切です。

《二黒土星》

財布の紐が緩みそうです。無駄遣いに気を付けて、本当に必要なを考えて購入しましょう。貯蓄が運氣UPに。

《三碧木星》

忙しい月となりそうです。寝不足に注意して下さい。リラクセスできる時間を大切にしましょう。

《四緑木星》

手を抜かず誠実に物事を進めましょう。一歩一歩進めることで、周りの協力も得られるでしょう!

《五黄土星》

好調月です。周りの人との和を大切にすることで運氣UPに。今年のうちに出来ることは今年のうちに!

《六白金星》

焦って先走らないように注意しましょう! 思わぬ落とし穴が。よく人の話に耳を傾けることが運氣UPに。

《七赤金星》

吉凶混合月です。しっかりと足元を固めることが大切です。家族や友人との時間を大切にすると吉です。

《八白土星》

バタバタして気分が落ち着かない月となりそうです。周りに振り回されないように正確に進めることが吉。

《九紫火星》

運気は上昇中ですが調子に乗ると足元をすくわれず。夜遅く食事をしたり、暴飲暴食には注意しましょう。